

日本 IHE 協会 C 会員に関する細則

本規程は、日本 IHE 協会会則第 5 条にある C 会員について定める。なお、資格の継続については、会則第3条、4条が C 会員にも適用される。

1. 推薦:

日本 IHE 協会の運営会議は、以下の各項のどれかに該当する個人を C 会員として本人同意の上理事会に推薦することができる。

(1)日本 IHE 協会 理事・監事 および経験者

(2)委員会の Co-Chair および経験者

(3)特別功労等 表彰者

(4)その他、本会の事業活動に多大な貢献のあった個人

2. 承認:

推薦された個人の C 会員への可否について、理事会は、速やかに審議する。

3. 施行:

本細則は、理事会承認後施行する。

4. 改訂:

本細則は、運営会議の決議により改定し理事会に報告する。

<参考資料>

日本 IHE 協会 会則 抜粋

> (会員の種別)

> 第5条

> 本会の目的に賛同するユーザ(臨床運用者、医学関係学会・団体)またはベ

> ンダー(医療情報関係工業会および企業)またはその関係者が、会員になることがで

> きる。

> 会員の種類は下記のとおりとする。

> ・S 会員:本会活動を積極的にサポートして、協力・参加することができる団体

> ・A 会員:本会が企画、運営する事業活動に積極的に参加することができる法人

> ・AA 会員:本会が企画、運営する事業活動に積極的に参加することができる学術団体

> ・B 会員:本会が企画、運営する事業活動に積極的に参加することができる個人

> ・C 会員:本会の事業活動に多大な貢献のあった個人で、有識者として意見を提示で

> きるものとして理事会が承認し、それ以降の年会費を免除する。ただし、資格については、理事

> 会が見直すことができるものとする。